

中央会の主な事業等活動予定（5月）

令和5年4月10日現在

月日	曜日	内容	担当部署
■ 中央会			
5/11	木	監事会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル」会議室	総務部
5/19	金	令和5年度 第1回正副会長会議 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/19	金	令和5年度 第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
■ 中小企業連携組織対策事業			
5/15	月	連携組織活性化研究会 対象：千葉県紙器段ボール箱工業組合	経営支援部
■ 団体等運営支援事業			
5/15	月	千葉県中小企業団体青年中央会 第36回 通常総会	工業連携支援部
5/22	月	千葉県鮮魚商協同組合連合会 第50回 通常総会	商業連携支援部
5/24	水	千葉県商店街連合会 第51回 通常総会	

休暇で春を楽しんで、
ココロとカラダをリフレッシュ！

新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう。

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

刷新労働省 | 刷新労働省労働局 | 労働基準監督署
●働き方・休み方改革ポータルサイト <https://work.holiday.mhlw.go.jp/>
●年次有給休暇取組促進特設サイト

働き方の新しいスタイル

新しい働き方・休み方を 実践するために 年次有給休暇を 上手に 活用しましょう。

Refresh/もっと自分らしい働き方 休み方

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を離れた残りの日数について、労使協定を結ぶことにより、計画的に休暇取得日を割り振ることができ、計画です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動がしやすい、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を離れた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

● 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者	● 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者
5日	5日
5日	15日
5日	5日

● 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者は、残り5日を付与した日数から5日を離れた日数を計画的付与の対象にすることができます。
● 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者は、残り15日を付与した日数から5日を離れた日数を計画的付与の対象にすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、休業も止めて全従業員を休業させることのできる事業場などで活用
交替付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、休日を確保することが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により個人の年次有給休暇を規定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

- 協定の目的を〇〇の労働生産性の向上、業務の効率化とする。
- 協定の期間を令和5年度（令和5年4月1日～令和5年3月31日）とする。
- 協定の対象者を令和5年度に所属する全従業員とする。
- 協定の適用範囲を令和5年度に所属する全従業員とする。
- 協定の適用範囲を令和5年度に所属する全従業員とする。
- 協定の適用範囲を令和5年度に所属する全従業員とする。

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。
年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、5日以内の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に対応した柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

（労使協定で定める事項）

- 時間単位での取得の範囲
- 時間単位での取得の単位
- 時間単位での取得の回数
- 時間単位での取得の条件

● 協定の適用範囲を令和5年度に所属する全従業員とする。

労働基準法が改正され、2019年4月から5日限りの年次有給休暇を確保に取得させることが必要となりました。

経営のヒント
理不尽なクレームへの対応
について

先日、「理不尽なクレームへの対応方法」というテーマでお話させていただきました。

厚生労働省が実施した、「令和二年度職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去三年間に顧客等からの著しい迷惑行為の相談があった企業の割合19.5パーセント、勤務先で顧客などからの著しい迷惑行為を経験したと回答した割合は15パーセントだということ。

このように理不尽・度を越えたクレームがなされることは決して珍しくないといえます。厚生労働省も、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成しており、こういったクレームへの対策が急務と考えられているといっただいでしょう。

一 クレーム対応の基礎

さて、クレームを言われたとき、NGとされている対応は何でしょうか。

事実確認せずに、相手の主張を認めてしまうことでしょうか。

もちろん、これもよくありますが、NGは、クレームの内容を頭ごなしに「否定」することです。否定すれば、相手はヒートアップします。相手の主張を否定しても、クレームが収まるわけではありません。

「ご不快な思いをさせてしまって申し訳ない。」といったように、対象を限定した上で謝罪することから始めることが望ましいとされています。

二 理不尽・不合理なクレームとは

クレームの内容を聞いていくと、単に文句を言いたいだけなのか、何らかの対応を求めたいのか（具体的な希望を持っていることもあるでしょう）、補償をしてもらいたいという漠然とした希望の場合もあるでしょう。、少しずつ相手方の希望がわかってきます。

どの程度の要求であれば正当なものか、どこからが理不尽なクレームといえるのか、明確な基準といえるものはありませんが、良くある例を挙げます。

【慰謝料・休業損害】

クレームの定番で、慰謝料を支払え、というものがあります。

例えば購入した商品の品質が悪かった、とても楽しみにしていたのにショックを受けたので慰謝料を支払え、といったケースです。

しかし、この場合、実際に不良品であれば商品を交換すれば足り、慰謝料の支払義務はありません。財産的な損害が賠償されれば、精神的な損害も慰謝されるという考え方がされているからです。交通事故でケガがなく、車両のみ損壊した場合に慰謝料の支払義務がないことも同じ考え方です。

また、対応するために何日無駄にしたから、休業損害を支払えと言われた、というケースのご相談を受けることもあります。

確かに、交通事故でも通院するために会社を休んだ場合、休業損害の支払義務が生じることがあります。

しかし、対応のため、何日も仕事を休まなければならぬケースというのはそう多くないと思われまます。丸一日会社を休まなければならぬケースの方がまれといえるでしょう。

したがって、どのような対応の為にどの程度の時間を要したのか改めて説明を求め、それに対し資

料に基づく具体的な説明ができないのであれば休業損害を支払う必要はないといっただいでしょう。

ところで、金銭請求のケースで「支払わないとネットに書き込むぞ」等言われる可能性があります。●●されたくなかったら金を払え、というのは恐喝に該当する可能性があります。これは「●●」が正当な事由であったとしても同様です。

例えば（良くないケースですが）自身が何か犯罪に該当する行為をしてしまった際、「口止め料を貰えば警察には言わない。警察に伝えられたくないならいくらか…」等と持ちかけるのは恐喝とされまます。犯罪行為を警察に通報するのは当然の行為、褒められるべき行為ですがそれを金銭の交付を受けるために使うのは別問題、ということ。

【暴言】

クレームのパターンとして、電話口や窓口で罵る、というケースがあります（暴行も同様のパターンといえますが、これは明らかに刑事事件なので、躊躇なく警察に通報しましょう）。

しかし、萎縮する必要はありません。

せん。

何らかの不始末・手違いがある場合の苦情はやむを得ませんが、仮に正当な理由があつたとしても、暴言の類は、民事的には不法行為として損害賠償の対象となり、刑事的には侮辱罪や業務妨害として刑事罰の対象となる可能性があります。

直ちに通報しても良いですし、「繰り返しようであれば責任を問う」「一度と許容しない」などと告げ、相手が引き下がればそれで良いという考えもあるでしょう。

【長時間の電話】

クレームに限らず、長時間電話をかけてくる、というパターンに悩まれている方も多いようです。

しかし、これは難しい問題で、法的な解決方法がある分野ではありません（長時間・多数回ということであれば業務妨害に該当する可能性はありますが、そこまでのケースはさほど多くないでしょう。実情に応じて電話を切る説得的な言い訳を考えてもらうほかにないように思います。

三 理不尽な要求への対応方法

理不尽な要求・不合理な要求に對し、それに応じる必要はもろ

んありません。

相手方に損害を与えた場合、こちらに故意や過失があるとその損害を賠償しなければなりません。その場合でも賠償額はあくまでも生じた損害を賠償すれば足り、それを超えて高額な賠償をする必要はありません。なお、生じた損害の賠償にとどまらず、ペナルティを課す意味で高額な賠償義務を負う「懲罰的損害賠償」といわれるものもありますが、現状、日本ではこのような考え方はとられていません。

そして、日本は法治国家ですので、こちらが相手方の要求に応じない場合、相手方は裁判を提起して目的を達成しなければなりません。

しかし、裁判のハードルは高く、実際に裁判までされるケースは多くないといつて良いでしょう。「その程度でお金を支払わなければならぬのか」という印象を受けるケースであるなら、支払拒否の態度を示しても訴訟などの大きな問題になる可能性は低いでしょう。

四 付随問題

【録音の可否】

スマホやICレコーダーを用いて録音されるケースは、以前より

かなり増えてきたように思います。

録音が証拠になる、ということも知られてきたということもあるでしょうし、手軽に録音できるようなつてきたことも理由でしょう。

録音についてよく質問されることとしては、「相手方に内緒で会話を録音して良いのか」というものがあります。

結論からいえば、これは原則として違法とはされず問題ありません。会話の相手方が、自身の発言をどのように扱うかは、基本的にその相手方に委ねられているといえ、プライバシー侵害等の程度は低いとされているからです。

他方、会話の当事者でない第三者が録音する場合はいわゆる盗聴であり、先の例とは異なつて違法とされる可能性が高いといえます。

【従業員のフォロー】

最後に少し違った観点から。クレーム対応している従業員のフォローの必要性です。

クレーム対応はとても嫌なものです。文句を言われるのですから当然のことです。

プレッシャーは相当なものですから、中にはプレッシャーに耐えきれず、うつ病やパニック障害に

なるというケースもあります。そうなれば仕事の効率も落ちるでしょうし、療養のために休職・長期離脱を余儀なくされるといふこともあるでしょう。

これは会社にとつて大きな損失です。代わりに働いてくれる人がすぐ見つければよいですが、その保証はありません。また、そもそも新たに従業員を採用する余裕がない場合もあるでしょう。その場合は他の従業員の負担が重くなるざるを得ません。

また、従業員から「ずっと拘束され仕事にならない」「あの人の電話がとても憂鬱でなんとかならないか」等相談されていたにも関わらず、何らの対応を取らなかつたため、うつ病になつてしまったとなれば、会社は、安全配慮義務違反を理由に従業員から損害賠償請求を受ける可能性があります。

理不尽なクレーム対応に苦慮している様子があれば、従業員から事情をしっかりと聞き取り、負担が過大との判断に至つた場合には、担当を変更する等の配慮が必要といえるでしょう。

（弁護士法人リーガルプラス

成田法律事務所 弁護士宮崎寛之

テーマ SDGsへの取り組みを通じた組合事業活性化・社会貢献

組合と社会を【まるで電流】のようにつなげるSDGs

千葉県電気工事工業組合

組織上層部の高い当事者意識を武器に、自身が抱える課題を解決するに留まらず、外部組織の抱える課題の解決にも一石を投じ、みんなが参加できる社会の構築に貢献する。

背景・目的

当組合は電気工事業者が大同団結して組織された工業組合で、50年以上の歴史を持つ。電気工事士免状交付事業や講習事業を展開する一方で、電気工事に付き物である廃電線のリサイクルや電気工事業界で女性が活躍できる場の創設に対する問題意識を常に持ちながら活動している。今般、上層部の当事者意識の高さから女性部を設立するとともにNPO法人と協力体制を築くことで、福祉施設が抱える障がい者の就労機会問題の解決の一助としてリサイクルを位置付けた。

取組みの手法と内容

当組合の特徴は、上層部の当事

者意識の高さと外部連携を積極的に取り入れる視野の広さである。廃電線のリサイクルは運搬や分別といった手数の多さから取り組みに對する心理的障壁が働きやすかったが、NPO法人との連携を役員自ら作り出すことで、NPO法人を経由した福祉施設との分業体制を敷く。廃電線リサイクルルートを確認させた。組合は収集した廃電線をNPO法人に提供し、運搬や分別等の手間部分を排除しながら廃電線をリサイクルできる一方で、福祉施設ではNPO法人から分配される廃電線の分別作業が障がい者の継続的な就労機会の確保に繋がり、リサイクルによる環境保全に限定されない社会貢献を実現させた。



R4年3月 千葉県電気工事工業組合 女性部設立時

り巡って自身の労働環境改善に繋がると説き、1人の脱退者も出さずに女性部を設立させた。女性部の会長は組合の役員にも就任しており、電気工事業界における女性の地位を確立させたパイオニアであり、このように、広い視野と当事者意識の高さが、性別や業種の垣根をこえたSDGsを実現させている。

組合の広報活動の効果もあり、廃電線のリサイクルでは令和3年度に廃電線の収量569kgを記録し、今年度は1tに到達する見込みである。女性部でも新たに1名の参加希望者があり、女性部の存在が広く認識されつつある。今後は電気自動車用充電設備整備にも着手する考えがあるので、広い視野を持つためにも既存事業を含めた外部連携を模索していく。



福祉施設における障がい者の作業風景



分別後の廃電線(左:被覆、右:芯線)

千葉県電気工事工業組合

住所：〒260-0005
千葉県千葉市中央区
道場南1-9-15
設立：昭和40年10月
出資金：60,748千円
URL：<http://chidenko.jp/index.html>
主な業種：電気工事業
組合員数：1,013人

組合 Q & A

持分の譲渡について (1)

Q Ⅱ 中協法第17条第1項によれば、組合員は、その持分の譲渡について組合の承諾を得なければならないこととなっているが、組合は、その承諾を総会で決定しなけばならないか、あるいは理事会でよいか。

また、同条第2項においては、持分の譲受人が組合員でないときは加入の例によらなければならないこととなっているが、加入の例によるのは、どの範囲を意味するのか。

「A」 持分譲渡の承諾は、業務の執行に属すると考えられるので、加入の承諾の場合と同様（事業協同組合定款参考例第9条第2項）理事会で決定すれば足りるものと解する。

「加入の例による」とは、加入の場合に準じて取り扱うということであるから、譲受人は組合員たる資格を有する者であつて、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければならぬことになる。また、組合の側においては、その譲渡の

承諾に当たっては、正当な理由がなければこれを拒否し、又は承諾に際して不当に困難な条件を付してはならない。

持分の譲渡について (2)

Q Ⅰ 他人の持分の全部または一部を譲り受けて組合に加入しようとする者から加入金を取る定めをしてもよいか。

Q Ⅱ 中協法第17条第3項の「持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する」とあるが、この場合の権利義務の承継とは具体的にどのようなことをいうのか。またQ Ⅰとの解釈上の関連性について説明されたい。

Q Ⅲ 加入に際し、定款に「他人の持分の全部又は一部を承継した場合はこの限りでない」と規定したとき、この後に「この場合の全部又は一部とは5口以上をいう」と但し書きしてもよいか。

「A Ⅰ」 加入金は持分調整金としての性格を有するものであるので、持分譲受加入の場合には徴収できないと考えられる。なぜならば、持分譲受加入の場合には、出資の払込手続を必要としないので、定款に定めた出資1口金額と

これに応ずる持分額との調整を行う必要が生じない（既にこの点を考慮して持分の譲渡価格が当事者間で決定されたものと考えられる。）からである。

「A Ⅱ」 組合員の持分とは、組合員がその資格に基づいて組合に対し請求し支払を受けるべき財産上の金額とこれを含めた組合員として有する権利義務を包括的に指す。

組合員たる地位ともいうべきものの二義があると解され、本条、第15条、第16条、第61条にいう持分は後者を意味し、第20条、第22条は前者を意味している。

したがって、法律上の持分が、いづれの意義に用いられているかは、個別に判断すべきである。

このような観点から本条における持分を組合員たる地位の譲渡と解する限り議決権、選挙権、出資義務、定款服従義務等、組合員として当然有する権利義務も承継されることも持分払戻請求権又は出資払込義務も承継されるのである。

Q Ⅰとの関連について、持分の譲受加入の場合には原始加入の場合と異なり、出資払込及び持分調

整金の問題が生じないのは、本条の持分を前述のとおり解すれば、持分の譲渡は組合員の入替を意味する場合もあるから、その譲受に伴う代金（払込済出資額と持分調整金との合計）の授受は当事者間で行われ、組合と譲受人との間には関係が生じないからである。

「A Ⅲ」 貴組合の定款において、貴組合への出資口数を最低5口以上とし、また、現組合員のすべてが5口以上の出資を有しており、かつ5日未満の日数が生じた場合の処置が明確であれば差し支えないと解する。つまり、上記の場合以外においては新規加入者と譲受加入者との均衡を失うと思料されるからである。

脱退組合員の再加入について

Q Ⅱ 事業年度末（3月31日）に自由脱退した組合員が翌4月1日に新規加入を申し出た場合に、理事会でこれを拒否することはできるか。

「A」 加入も脱退の場合と同様、自由であることは協同組合の基本原則であつて、設問の場合も正当な理由がない限り、これを拒否することはできない。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和5年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は7から10に増加。「減少した」業種は5から2に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から15に増加。「減少した」業種は12から8に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は0から5に増加。「悪化した」業種は8から6に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は10から9に減少。「減少した」業種は3から5に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は11から13に増加。「減少した」業種は10から9に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は4から5に増加。「悪化した」業種は12から11に減少。

製造業

■ **しょう油・食用アミノ酸製造** 【県内全域】

4月からの輸入小麦の政府売り渡し価格が平均5.8%の引き上げ。

■ **パン・菓子製造** 【県内全域】

商品の値上げを余儀なくされている。3月は卒園や卒業の紅白饅頭の注文がコロナ以前に戻りつつある。

■ **酒類製造** 【県内全域】

売上高は前年比20%増の見込み。新年度の需要開発を検討中。千葉城さくら祭りが4年ぶりに開催。試飲はできないが、酒類販売の実施。

■ **牛乳小売** 【県内全域】

来月から、原料乳が値上げとなり、販売店の取扱い品目も加工製品を中心に値上げが始まる。

■ **木材・木製品製造** 【県内全域】

年度末になり、商品が売りづらく、弱い動きとなっている。

■ **製材** 【木更津】

カナダ材、米材共に入港なし。在庫は減少。

■ **印刷** 【県内全域】

電気代、インキ代、紙代等全てが値上げとなり、印刷業界は大変な中であるが、選挙関連の仕事が

増え、活気に満ちている。しかし、全体的には良い方向とは言えない。

■ **電気鍍金** 【県内全域】

自動車部品関連は低調続く。従業員の賃上げも含めた値上げ交渉ができるかが課題。4月から電気代上昇幅が確定し、上昇額が限定される。来年度の損益予測に計算が立つようになった。

■ **鉄工** 【千葉】

引き続き受注は良好に推移しており、価格転嫁も徐々に浸透しつつあるが、人手不足と部品調達の遅れから、売上・収益好転には至っていない。

■ **機械部品製造** 【野田】

年度末の忙しさはコロナ禍前に戻った感があるが、材料費、電気料金の値上げに対応出来ていない。

■ **機械部品製造** 【流山】

電気料金の値上がりのスピードが速く続くので、価格転嫁することが難しく、製造コストが増加して厳しい状況にある。

■ **機械部品製造** 【柏】

景気の悪化が進んでいる。材料、電力費、その他(仕入)が上昇し、利益の悪化が進んでいる。

今後の取組みとして、新製品の開発力を上げ、顧客獲得の拡大を

視野に取組む。

■金属製品製造

【船橋】

1月の資材不足による生産調整分の取り返し等があり、今月も操業度が上昇した。

■土砂採取

【県内全域】

佐原地区において、主要供給エリアの関東内陸は洗砂の需要が逼迫傾向にあり、一部事業所でも出荷制限している状況。また、大手山砂事業者が大幅な値上げを打ち出したことにより、他の山砂事業者も追随している。ダンプや船の老朽化、運転手の高齢化が深刻。また、後継者を確保できない業者は廃業している。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

新型コロナウイルスの影響が落ち着いてきたなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が長期化した影響で、仕入価格や物流費が更に増加しており販売価格への転嫁が困難な為、景況が悪化している。

■医薬品卸売

【県内全域】

実働日数は前年と同日の22日。スギ花粉の飛散量は、昨年より多く本格飛散期となっており、関連する治療薬の動きが活発的となっている。4月に薬価改定があるこ

とから、新たな納入価格の交渉も発生し、業務量も多くなる。

■青果卸売

【千葉市】

青果物の市況は安定している。コロナの感染状況も減少し、活動も活発化してきているが、食品等の値上げが続く、青果物の動きが鈍い状態が続いている。

■食肉卸売

【成田市他】

コスト上昇は一服。ただし、高止まりしているだけで下落しているものではない。令和5年6月から電気料金単価が約40%上がるこ

■乾物卸売

【県内全域】

例年、3月は動きが活発化してくる時期であるが、食品、電気、ガス等の値上げにより、売上は伸びていないのが現状である。海苔の不作と高騰により、海苔の需要は芳しくない。大手海苔メーカーが、20〜40%の値上げをすると発表になり、消費者の海苔離れが心配である。

■小売

【柏】

天候にも恵まれ、売上は上昇。但し、採算は悪化した。

■電気機器小売

【県内全域】

景況感に変化が見えない。相変

わらず、悪い。業界、組合の変化も見えない。

■青果小売

【千葉】

イベント事は増えてきたが、個人消費は減少している。年度末ということもあり、小売部門は伸びない。このままでは前年を下回る。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

新車の納車が進み始めたことから、中古自動車の流通が昨年比プラスになった。台数増により、売上も上がっているが、1台あたりの価格は下がっている状況。

■小売

【東金】

コロナの影響はもう一息、まだ完全に復活はしていない。飲食、少しずつ動き始めた。旅行、衣料ももう一息の状態。昨対では、若干上昇傾向にある。資金繰りに苦慮している組合員多い。

■商店街

【千葉市】

販売額は、前月比97.1%、前年同月比125.3%となった。前年からは継続して回復しているが、3月は販売額の少ない2月上半分の一部が計上されるので、総売上額が減少する。

■一般廃棄物処理

【千葉】

近年、コロナ禍により、良くない状況が続いていたが、3月で比

較すると、コロナ前の平成30年度末の3月の実績にだいぶ近づいた状況となった。人件費、光熱費も高騰となり、コロナ前と比較するのは難しい。

■土木建築サービス

【県内全域】

基幹事業である道路台帳整備、河川台帳整備について、従来以上に要望・提案活動に努める（道路台帳未補正箇所早期発注を要望し、成果を数字で確認できるまでになっている）こととする。

■建設

【県内全域】

組合員による3月15日現在の県内建設関連の公共工事の落札結果は、43件、1,593百万円となり、前年同月比では△7,119百万円の減少となった。

■貨物運送

【野田】

大手企業の賃上げムードが社会全体の景気回復につながり運賃等の引き上げが出来るというのだが、まだ時間がかかる気がする。

■輸出入

【県内全域】

3月は、先月以上に外国人利用客数、売上共増加した。コロナ以前も3月後半から4月にかけて海外から桜の花見観光を主な目的とした旅行者の増加があり、それに似た状況になってきた。

剰余金処分案の作成について

剰余金処分案の作成にあたっては、定款の定めに基づき、**法定利益準備金**及び**特別積立金**を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会にあっては、**法定繰越金（教育情報費用繰越金）**を繰り越す処理を必ず行って下さい。

以下に、記載例を表示しますので、ご参考にして下さい。

(記載例)

〇〇協同組合

剰 余 金 処 分 案

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

単位：円

I 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）			
1 当期純利益金額		××	
（又は当期純損失金額）		(△××)	
2 前期繰越剰余金		××	
（又は前期繰越損失金）		(△××)	
3 過年度税効果調整額		××	×××
II 組合積立金取崩額			
1 特別積立金取崩額		××	×××
III 剰余金処分額			
1 利益準備金		××	
2 教育情報費用繰越金		××	
3 組合積立金			
特別積立金	××		
〇〇周年記念事業積立金	××		
役員退職給与積立金	××	×××	
4 出資配当金		××	
5 利用分量配当金			
共同購買事業配当金	××		
〇〇事業配当金	××	×××	×××
IV 次期繰越剰余金			×××

〇法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外に取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

〇特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てなければなりません。

〇教育情報費用繰越金

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません。なお、商工組合、企業組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

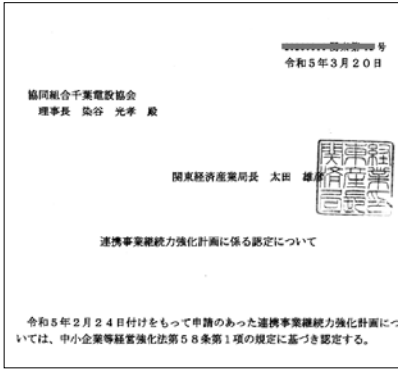
なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

事業継続力強化計画・連携事業 継続力強化計画の認定取得

本会は、令和4年7月～令和5年1月まで千葉市内で、協同組合千葉電設協会の組合員を対象に、6回にわたり事業継続計画（BCP）策定セミナーを事継舎代表、佐藤雅信氏を講師に迎え実施した。

セミナーでは、組合員企業の個社が対象となる災害時事業継続計画の認定（千葉市）、事業継続力強化計画の認定（経済産業省）、全組合員企業と組合事務局を対象とした連携事業継続力強化計画の認定（経済産業省）の3つを目標に掲げた。

防災活動にとどまらず、従業員を対象とした業務の棚卸しによる止められない業務の洗い出しや、



連携事業継続力強化計画認定証

対応策の検討からスタートし、経営に不可欠な人材の育成、顧客の評価や企業価値の向上を目指し、組合員企業の参加メンバーは熱心に策定に取り組んだ。

本事業の成果として、災害時事業継続計画（千葉市）に組合員企業の6社、事業継続力強化計画（経済産業省）に4社が認定された。

また、組合として連携事業継続力強化計画（経済産業省）が認定され、当初に掲げた3つの目標を達成した。

協同組合千葉電設協会の染谷理事長より、「これを一つの転換点として当協会を行政に再認識していただき、いざというときに役に立つ工事会社の集まりとして今後も技術力と経営力の向上に努力してゆきたい。」と、今後に向けての力強い思いを述べられた。



セミナーの様子

元気で長生きをする食事と生活

健康寿命を延ばそう

健康寿命とは「日常生活が制限されずに暮らせる期間」といわれ、厚生労働省から公表された2021年の平均寿命は、男性81.47年、女性87.57年で、健康寿命（2019年）は男性72.68年、女性75.38年です。

健康寿命を延ばすためには、介護が必要になる原因の上位を占める認知症や脳血管疾患、高齢による衰弱、骨折・転倒、関節疾患などにならないように、普段からこれらを予防するための食事や生活を心掛けることが大切です。

元気で長生きをする食事と生活

1. 食事は、主食、主菜、副菜を揃え食品をバランス良く食べる。
2. 主食Ⅱご飯、パン、めん類など
3. 主菜Ⅱ魚、肉、卵、とうふなどの料理
4. 副菜Ⅱ野菜、海藻、きのこ、いもなどの料理

2. ときどき体重を測って、食べ過ぎや少な過ぎに気をつける。肥満気味の方は、腹8分を守り、少し体重を減らす。

高齢の方は、体重の減少に注意し、しっかりと食べる。一度に量を多く食べられない方は、間食を少し多めに食べる。

3. 味付けは薄味を心掛け、食塩を取り過ぎない。

4. 牛乳や乳製品、果物などを毎日食べる。

5. お酒は飲み過ぎに注意し、たばこは禁煙する。

6. 歯を大切にして、良く噛んで食べる。

7. 体を良く動かす活動的な生活を心掛ける。

8. 自分に合った趣味を見つけ、ストレスをため込まない。

9. 十分な睡眠を心掛ける。

10. 社会参加・社会的役割を持つ。

参与 長谷川 克己

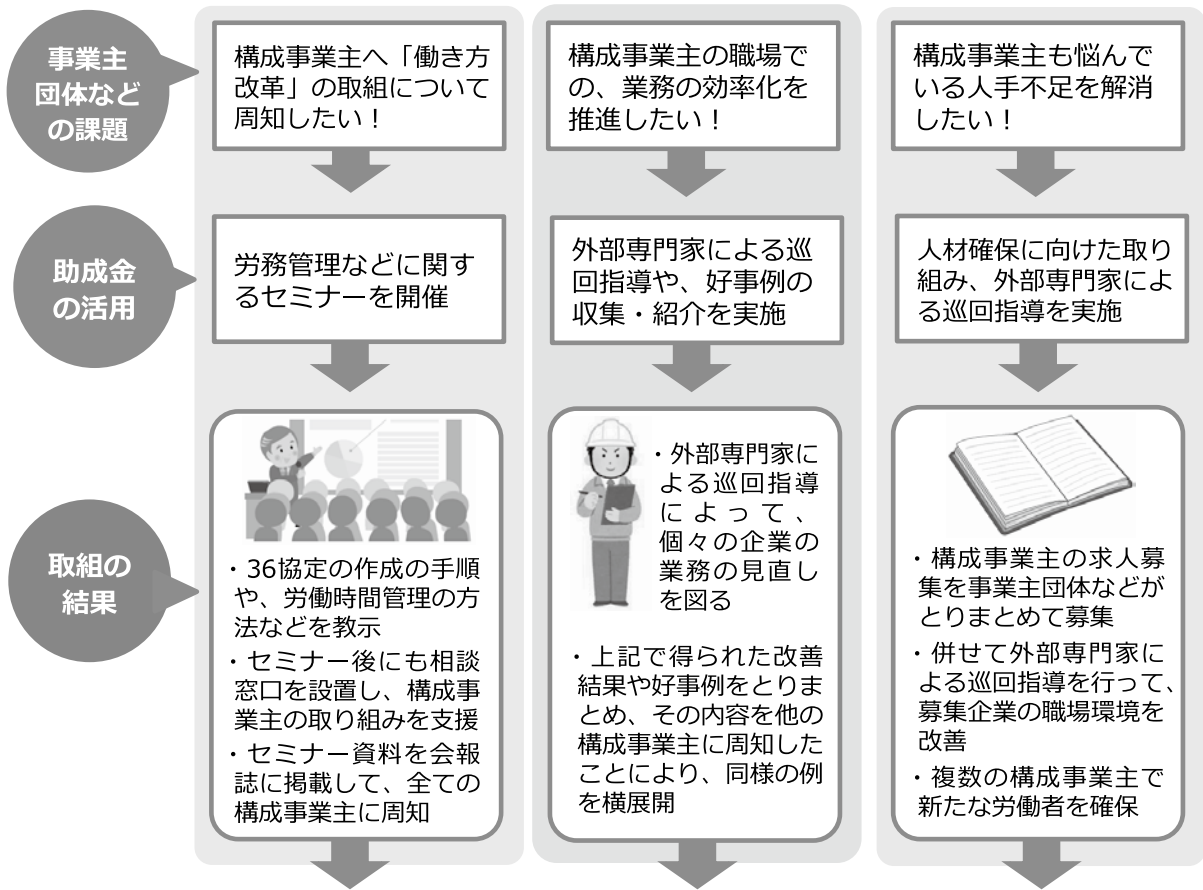


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されました。
このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。



業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備！

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

 ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。


申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://jgrants.go.jp/>)



団体推進コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体など(※1)です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
 - ア 法律で規定する団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人)
 - イ 上記以外の事業主団体(一定の要件有)
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主
 - 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。
 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
 - ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
 - ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
 - ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
 - ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
 - ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
 - ⑦ セミナー(※6)の開催などの事業
 - ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
 - ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
 - ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業
- (※6) 勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

助成対象となる取組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める**時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること。**

助成額

上記「成果目標」を達成した場合に、助成対象となる取組の実施に要した経費を助成します。**【助成額最大1000万円】**

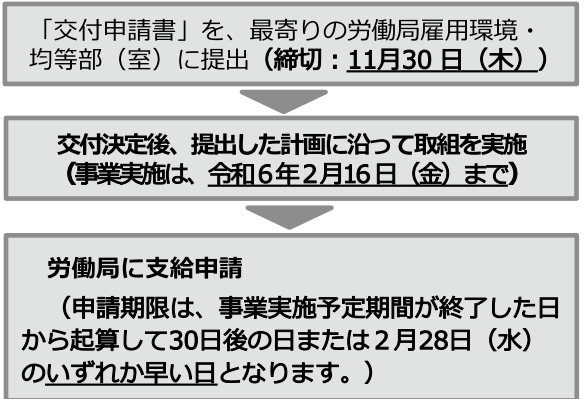
助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 総事業費から収入額(※4)を控除した額 ③ 上限額(※5)
-----	------------------------------------------------------------------

(※4) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

(※5) 上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は**500万円**
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など(傘下企業が10者以上)に該当する場合の上限額は**1,000万円**

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

(2022.4)

令和4年度 設立認可組合

多種多様な業種・業態の中小企業団体を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援を行い、認可されたのは次の事業協同組合（18組合）と企業組合（1組合）です。組合員の経済活動を活発化させること、そして、組合員が行う事業の利益に直結させることが事業協同組合の本来の役割です。また、組合を組織するという事は、中小企業が力を結集し、相互扶助の精神によって新たな価値を創造していくこと、すなわち、中小企業が困難を乗り越えていくための重要な経営戦略の一つです。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。（敬称略・順不同）

No	名 称	所在地	業 種	事 業	組合員数	出資金(万円)
1	アジア共生事業(協)	市川市	建設業	共同購買、技能実習生	4	400
2	BEST PLAN(協)	長生郡一宮町	異業種	共同購買、技能実習生	4	400
3	358(協)	市川市	異業種	共同購買、技能実習生	4	400
4	人材フロンティア(協)	成田市	建設業	受注斡旋、共同購買、技能実習生	4	400
5	(協)空港圏サポート	山武郡芝山町	異業種	共同購買、技能実習生	7	875
6	革新的農業事業(協)	富津市	耕種農業	共同販売、共同購買	9	90
7	(協)永興	船橋市	建設業	共同購買、受注斡旋、共同宣伝、技能実習生	4	400
8	カナル(協)	市原市	建設業	共同購買、受注斡旋、技能実習生	4	200
9	HKDグローバル事業(協)	柏市	異業種	共同購買、共同宣伝、技能実習生	4	500
10	袖ヶ浦ビルメンテナンス(協)	袖ヶ浦市	建物サービス業	共同受注及び受注斡旋、共同購買、共同宣伝	6	120
11	(企)リ・そうるけあ	浦安市	サービス業	終活支援、グリーンケア、遺品整理	4	40
12	グローバルパートナーズ(協)	市原市	建設業	共同購買、技能実習生	4	100
13	JPJ(協)	野田市	異業種	共同購買、技能実習生	4	500
14	(協)タスク	八街市	異業種	共同受注及び受注斡旋、共同購買及び購買斡旋、共同利用、手配代行、技能実習生	4	100
15	エム・エフ・ティー(協)	千葉市	異業種	共同購買、技能実習生	4	400
16	誠心(協)	船橋市	異業種	共同購買、技能実習生	4	200
17	グローバル人材支援(協)	柏市	異業種	共同購買、技能実習生	4	100
18	松戸造園緑化(協)	松戸市	造園工事業	共同受注、共同購買、共同宣伝、手配代行	16	1,600
19	WHRD事業(協)	袖ヶ浦市	耕種農業	共同購買、共同販売、技能実習生	4	500

◎中小企業組合の設立に関するお問合せは、本会 設立支援部まで (Tel 043-306-3285)